

悪質商法は 高齢者を 狙っています！



訪問販売でのトラブル 《住宅修理》

○屋根を「無料で点検する」というので見てもらったところ、「今すぐ修理が必要」、「火災保険を使って自己負担なく修理できる」などと言われ修理を依頼した。しかし、保険会社からは「老朽化による修理に該当するので保険金は下りない」と言われた。

☎トラブルにあわないために！

- 本当に保険金が支払われるか分からないので、すぐには契約せず、加入者自身で契約している保険会社に確認する。
- 突然訪問してきた業者には、安易に屋根などを点検させない。
- 修理を依頼する場合には複数の業者から見積もりを取る。



電話勧誘販売でのトラブル《光回線サービス》

○電話料金が「今より安くなる」と言われ、手続きしたが、他のオプションサービスとセット契約だったため、安くならなかった。
○「アナログ回線が廃止されるので、今の固定電話が使えなくなる」と言われ、光回線の契約を迫られた。

☎トラブルにあわないために！

- 勧誘されても、その場での契約はさける。
- 契約内容を十分理解してから契約する。
- アナログ回線が廃止されIP網へ移行しても、固定電話は継続して利用可能で、切り替えに伴う手続きも不要。

つくば市消費生活センター

〒305-0031 つくば市吾妻一丁目2番地5

029-861-1333 (相談専用)

●月曜日～金曜日(土・日・祝日・12/29～1/3は除く)
9:00～12:00 13:00～16:00

消費者ホットライン

お近くの消費生活相談窓口につながります。

局番なし | 88

●年末年始を除いて原則毎日利用可能、
受付曜日・時間は窓口により異なります。

通信販売でのトラブル(ネット通販など)《定期購入が条件》

- 「特別価格」、「お試し価格」と安くなっていたので購入したが、定期購入が条件となっていて、2回目から高額な商品が届いた。
- 「〇〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に、詳細が小さく書かれていた。
- いつでも解約できるとなっていたが、解約のための窓口に電話を何度かけてもつながらなかった。

トラブルにあわないために!

- 通信販売はクーリング・オフの対象外なので要注意!
- 購入する前に、定期購入であるか、総額はいくらか、返品や解約の条件はどうなっているかを、利用規約などで必ず確認する。
- 電話する時間帯を変えてこまめに電話するとともに、メールやファックスなど、ほかの解約方法はないのかをホームページなどで確認する。

開運商法のトラブル 《靈感等に関わり不安をあおる行為》

- 無料の運命鑑定を申し込んだところ、災いが降りかかるなどと言われ祈とうや高額な像の支払いを求められた。
- 無料占いサイトに個人情報を入力したら、迷惑メールが大量に届くようになった。

トラブルにあわないために!

- お金を多く払うことで運が開けたり幸せになったりするわけではないことを理解し、不安をあおるようなことを言われてもきっぱり断わる。
- お試しのつもりで占いサイトに個人情報を入力すると、意図せず会員に登録される場合や有料のサービスに誘導される場合もある。

いざというときに役立つ「クーリング・オフ制度」

訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘による契約などは、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約解除ができます。
ただし、インターネットなどでの通信販売や自動車、使用済みの消耗品など、適用されない取引もあります。詳しくはお問い合わせください。

 **ちょっとまって!**

口約束でも契約は成立します!
断るときは「はっきり」と



「いません」、「お断りします」、「電話を切ります」



「忙しい」、「いいです」、「結構です」、
「帰ってください」など、
あいまいな返事はやめましょう

消費生活で、おかしいな、困ったなど
思ったら、すぐに相談を!

